

独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（業務の範囲）

第十三条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする多肢選択式による試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。

二～四 「略」

2| 前項第一号の試験の枠組みにおいて、民間事業者等が実施する学識技能に関する試験又は検定の活用は、行わないものとする。

3| 前項に定めるもののほか、第一項第一号の試験の実施の方法その他の同号の試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

4| 「略」

現 行

（業務の範囲）

第十三条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。

二～四 「略」

〔新設〕

2| 前項第一号の試験の実施の方法その他同号の試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3| 「略」